長野県立総合リハビリテーションセンター

施設整備事業設計業務

公募型プロポーザル実施要領

令　和　８　年　11　月

長野県　障がい者支援課

目　　次

Ⅰ　一般事項 1

1　名称
2　主催者
3　募集方法
4　審査
5　性格
6　事務局

Ⅱ　日　程 1

Ⅲ　参加者の資格要件 1

1　参加資格
2　参加不適格者等
3　失格基準

Ⅳ　審　査 6

1　審査委員会
2　審査方法
3　候補者の特定
4　審査結果の発表
5　留意事項

Ⅴ　手続き 8

1　実施要領の配付
2　現地説明
3　参加表明書の提出
4　参加資格審査結果通知
5　質問回答
6　一次審査提出書類の提出

Ⅵ　施設整備事業設計業務委託契約 10

1　最適候補者選定後の手続き
2　施設整備事業設計業務委託概要
3　契約
4　履行状況の確認及び措置
5　工事受注資格の喪失

Ⅶ　提出書類の取扱い 10

1　著作権及び意匠
2　提出書類の使用

Ⅷ　留意事項 11

1　経費の負担
2　その他

Ⅰ　一般事項

１　名　　称　　長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

２　主 催 者　　長野県（以下「県」という。）

３　募集方法　　公募とします。

４　審　　査　　審査委員会において、最適候補者、候補者及び準候補者（以下「最適候補者等」という。）を選考します。なお、審査は２段階で行います。

５　性　　格　　本プロポーザルは、事業者の基本的な考え方や病院及び障害者支援施設の設計に関する技術力、理解について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選考するために実施するものです。提案は選考を行なうための資料とするものであり、基本設計及び実施設計に際して県が提案された内容に拘束されるものではありません。

６　事 務 局　　長野県健康福祉部　障がい者支援課（総合リハビリテーションセンター担当）

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

代表電話　　026-232-0111（内線 2411）

直通電話　　026-235-7455

ファクシミリ　　026-234-2369

電子メール　　fuku-reha@pref.nagano.lg.jp

Ⅱ　日　程

- 実施要領等の配付・・・・・・・・・・・・・・・・　令和８年 11 月 11 日（水）～12 月　７日（月）
- 質問（参加表明書に係るもの）・・・・・・・・・・　令和８年 11 月 11 日（水）～11 月 30 日（月）
- 質問への回答（参加表明書に係るもの）・・・・・　令和８年 12 月　１日（火）
- 現地説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和８年 11 月 24 日（火）・11 月 25 日（水）
- 参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・　令和８年 12 月　１日（火）～12 月　７日（月）
- 参加資格審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・　令和８年 12 月 14 日（月）
- 質問（一次審査に係るもの）・・・・・・・・・・・　令和８年 12 月 14 日（月）～12 月 18 日（金）
- 質問への回答（一次審査に係るもの）・・・・・・　令和８年 12 月 22 日（火）
- 一次審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・　令和８年 12 月 22 日（火）～12 月 28 日（月）
- 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和９年　１月 21 日（木）
- 一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・　令和９　年１月 28 日（木）（予定）
- 質問（二次審査に係るもの）・・・・・・・・・・・　二次審査対象者に別途連絡
- 質問への回答（二次審査に係るもの）・・・・・・　二次審査対象者に別途連絡（ホームページ公開）
- 二次審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・　二次審査対象者に別途連絡
- 二次審査（ヒアリング）・・・・・・・・・・・・・　令和９　年３月 18 日（木）
- 二次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・　令和９　年３月 23 日（火）（予定）

Ⅲ　参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件等は、次のとおりです。

虚偽の申告と認められる場合や、参加表明書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格となります。

１　参加資格

(1)　参加者の人格等

公告日現在において、次の表のアからソまでのいずれにも該当している者、又は、次のアからソまでのいずれにも該当している者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次のア、イ及びエからソまでのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された共同企業体（構成員の数は代表構成員を含めて２者以内）とします。

区　分	参加者の人格等
ア	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成４年 10 月１日告示第 640 号）のうち、建築コンサルタント業務の登録を受けていること、若しくは同等の資格があると認められた者（※１）であること。
イ	公告日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 23 条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。及び所属建築士が５人以上いる者であること。（構成員は、所属建築士が３人以上いる者であること。）
ウ	令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号の用途に供する建築物「医療施設の用途に供する建築物」で延べ面積（建築物１棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。）が 5,300 ㎡以上のものの新築（※２）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、平成 18 年(2006 年) ４月１日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限る。）があること。
エ	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
オ	長野県建設工事等入札参加資格者にかかわる入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 「入札参加停止措置要領」は、ホームページ（※３）を参照してください。
カ	参加表明時に、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあっては更生計画認可の決定を、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては再生計画認可の決定を受けていること。
キ	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成４年 10 月１日告示第 640 号）第１に示す建設コンサルタント等の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」）において、委託契約約款（建築設計）第 14 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
ク	建設コンサルタント等の業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年４月１日付け 15 会検第１号）第９条第３項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
ケ	建設コンサルタント等の業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款（建築設計）第 27 条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
コ	建設コンサルタント等の業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
サ	県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
シ	長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
ス	滞納している県税等徴収金がないこと。

セ	本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。 なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。 １） 人的関係のある会社 ２） 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合 ３） 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社 ４） 事業協同組合とその構成員
ソ	共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※１　同等の資格があると認められた者

令和８年 12 月７日（月）17 時までに県が定める書類（長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める書類）を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格であることの確認を受けた者のことをいう。

２　建築基準法第２条第十四号に規定する大規模な修繕及び同第十五号に規定する大規模な模様替並びに建築基準法別表第１の項をまたぐ用途変更については、当該面積を本事業で要求する新築面積に換算できるものとみなす。(共同企業体参加者の場合における（１）ウ並びに(2)のア１）（ウ)、ア２）（あ）（ウ)、イ１）（ウ）及びイ２）（あ）（ウ）において同じ。)

３　「入札参加停止措置要領」ホームページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sankateishi.html

(2) 配置技術者

ア　単体参加者の場合

管理技術者（統括）及び主任担当技術者の配置について次に掲げる要件を満たすものとします。

１）管理技術者（総括）

公告日現在において管理技術者（統括）にあっては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

（注意）本プロポーザルに参加する他の参加者である共同企業体の構成員や協力事務所ではないこと。

区　分	１）管理技術者（統括）
（ア）	参加者の組織に所属していること。
（イ）	建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
（ウ）	令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号の用途に供する建築物「医療施設の用途に供する建築物」で延べ面積（建築物１棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（あ）建築（意匠）主任担当技術者（ウ）において同じ。）が 5,300 ㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計及び実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、平成 18 年(2006 年) ４月１日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの（※１）。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限る。（あ）建築（意匠）主任担当技術者（ウ）において同じ。）があること。

※１　現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。この場合、長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務公募型プロポーザル実施要領（別冊）（以下「別冊」という。）の参考様式（別－29）を活用し、前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。(イ　共同企業体参加者の場合において同じ。)

２）主任担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠)、建築（構造)、建築（積算)、電気設備、機械設備、コストマネジメントの各部門の責任者として、次の資格要件を満たす主任担当技術者を１名ずつ選定し配置してください。

この場合において、管理技術者（統括）及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこととしてく

ださい。また、各部門の主任担当技術者についても他の部門の主任担当技術者と兼任しないこととしてください。

主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次によります。

（注意）本プロポーザルに参加する他の参加者である共同企業体の構成員や協力事務所ではないこと。

公告日現在において建築（意匠）主任担当技術者にあっては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

区　分	（あ）建築（意匠）主任担当技術者
（ア）	参加者の組織に所属していること。
（イ）	建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
（ウ）	令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号又は第十一号の用途に供する建築物「医療施設の用途に供する建築物」又は「福祉・厚生施設の用途に供する建築物」で延べ面積が 2,700 ㎡（※１）以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

※１　広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めていますが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きにわたり関わるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待しています。（イ２）（あ）建築（意匠）主任担当技術者（ウ）において同じ。）

公告日現在において建築（構造）主任担当技術者にあっては次の表の（ア）に該当する者を配置してください。

区　分	（い）建築（構造）主任担当技術者
（ア）	構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

公告日現在において建築（積算）主任担当技術者にあっては次の表の（ア）から（イ）までのいずれかに該当する者を配置してください。

区　分	（う）建築（積算）主任担当技術者
（ア）	（社）日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、かつ建築工事の積算業務に３年以上の経験を有する者であること。
（イ）	（社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者であること。

公告日現在において電気設備主任担当技術者にあっては次の表の（ア）から（イ）までのいずれかに該当する者を配置してください。

区　分	（え）電気設備主任担当技術者
（ア）	設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
（イ）	建築設備士の資格を有し、かつ設計業務（主に電気）に５年以上の経験を有する者であること。

公告日現在において機械設備主任担当技術者にあっては次の表の（ア）から（イ）までのいずれかに該当する者を配置してください。

区　分	（お）機械設備主任担当技術者
（ア）	設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
（イ）	建築設備士の資格を有し、かつ設計業務（主に機械）に５年以上の経験を有する者であること。

公告日現在においてコストマネジメント主任担当技術者にあっては次の表の（ア）に該当する者を配置してください。

区　分	（か）コストマネジメント主任担当技術者
（ア）	建築コスト管理士又は CMr（コンストラクションマネージャー）又は公共工事の「医療施設の用途に供する建築物」の設計業務実績を有する者であること。

イ　共同企業体参加者の場合

公告日現在において「１）管理技術者（統括)」にあっては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。また、「２）主任担当技術者」にあっては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

また、「(い）建築（構造）主任担当技術者」、「(う）建築（積算）主任担当技術者」、「(え）電気設備主任担当技術者」、「(お）機械設備主任担当技術者」、「(か）コストマネジメント主任担当技術者」については、「ア　単体参加者」の場合と同じ要件です。

区　分	１）管理技術者（統括）	
	Ａ者（代表構成員）	Ｂ者（代表構成員以外の構成員）
（ア）	代表構成員の組織に所属していること。	
（イ）	建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
（ウ）	令和６年国土交通省告示第８号　別添二第十号の用途に供する建築物「医療施設の用途に供する建築物」で延べ面積（建築物１棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（あ）建築（意匠）主任担当技術者（ウ）において同じ。）が 5,300 ㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計及び実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、平成 18 年(2006 年) ４月１日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。（あ）建築（意匠）主任担当技術者（ウ）において同じ。）があること。	
区分	２）（あ）建築（意匠）主任担当技術者	
（ア）	構成員の組織に所属していること。	
（イ）	建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
（ウ）	令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号又は第十一号の用途に供する建築物「医療施設の用途に供する建築物」又は「福祉・厚生施設の用途に供する建築物」で延べ面積が 2,700 ㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。	
区分	２）（い）建築（構造）主任担当技術者 （う）建築（積算）主任担当技術者 （え）電気設備　主任担当技術者 （お）機械設備　主任担当技術者 （か）ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ　主任担当技術者	
（ア）、（イ）	上記ア２）の要件のとおり	

（注意）

・別冊のＰ別－18「共同企業体方式の取扱い」に適合すること。

・共同企業体の各構成員は、本プロポーザルの単体参加者又は他の共同企業体の構成員並びに協力事務所でないこと。

２　参加不適格者等

本プロポーザルの審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3　失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

(3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

Ⅳ 審　査

1　審査委員会

(1) 委員

最適候補者等選定の審査は、次の８名の委員により組織された審査委員会で行います。

区　分	分　　野	氏　名	所　属　・　役　職
委員長	建　築	岡本　和彦	東洋大学理工学部建築学科・教授
委　員		高村　秀紀	信州大学工学部工学科建築学コース・教授
		諏訪田　晴彦	信州大学工学部工学科建築学コース・教授
	医　療	池上　章太	信州大学医学部 附属病院リハビリテーション部・准教授　副部長
	福　祉	村上　巧	社会福祉法人　ながのコロニー・理事長
	行　政	清野　良文	県立総合リハビリテーションセンター・所長
		藤木　秀明	長野県　健康福祉部・次長
		佐々木　武信	長野県　建設部　建築住宅課・課長

（分野別・敬称略）

2　審査方法

次の手順により審査します。

(1) 審査は２段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、経験、実施体制、創造性、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行います。

(2) 一次審査（非公開）では、審査時提出書類に記載された管理技術者（統括）及び建築（意匠）主任担当技術者の経歴、管理技術者（統括）及び建築（意匠）主任担当技術者の代表作品（設計のコンセプト及びプロセスを含む）、業務の実施体制、提案書により評価し、５者程度の二次審査参加者を選考します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者（統括） の経歴書	管理技術者（統括）	（様式３） 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
2	管理技術者（統括） の代表作品		（様式４） 主な作品、（設計のコンセプト及びプロセス）
3	建築（意匠）主任担当 技術者の経歴書	建築（意匠） 主任担当技術者	（様式５） 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
4	建築（意匠）主任担当 技術者の代表作品		（様式６） 主な作品、（設計のコンセプト及びプロセス）
5	管理技術者（統括）・ 主任担当技術者	配置技術者	（様式７） 技術者の業務実績
6	業務の実施体制	参加者	（様式８） 施設整備事業設計業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制（コストマネジメント主任担当技術者、コストコントロールの具体策）」「業務進捗管理

			の体制」「実施フロー及び工程表」「総合リハ現地職員の意見反映における具体的打ち合わせ方法や方針」「設計・工事監理時の業務に対する体制及び統括責任者の考え方」（提案書に記載する内容を除く）
7	提案書（※）	（様式９） A3用紙　１枚　片面　横使い（文字 10.5 ポイント以上）及び A4用紙　１枚　片面　縦使い（文字 10.5 ポイント以上）	

※　提案書
- 法人名及び個人名は記載しない。
- 文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- 概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- 文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(3)　二次審査では、業務の実施体制及び提案書をもとに公開プレゼンテーションを実施した後、参加者へのヒアリングを行い、最適候補者等を選定します。

また、二次審査の前に追加の提案書や説明書類を求める場合があります。この場合は、二次審査の提出書類と追加書類によりプレゼンテーションを行います。

なお、二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングを公開で実施します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者（統括）・ 主任担当技術者	配置技術者	（様式 10）技術者の業務実績
2	業務の実施体制	参加者	（様式 11） 施設整備事業設計業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制（コストマネジメント主任担当技術者、コストコントロールの具体策）」「業務進捗管理の体制」「実施フロー及び工程表」「総合リハ現地職員の意見反映における具体的打ち合わせ方法や方針」「設計・工事監理時の業務に対する体制及び統括責任者の考え方」（提案書に記載する内容を除く）
3	提案書　（※）	（様式 12） Ａ３用紙　３枚　片面　横使い（文字 10.5 ポイント以上）及び Ａ４用紙　１枚　片面　縦使い（文字 10.5 ポイント以上）	

※　提案書
- 法人名及び個人名は記載しない。
- 文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- 概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- 文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(4)　二次審査の詳細は、一次審査を通過した者に通知します。

3　候補者の特定

県は、審査委員会から最適候補者等の推薦を受け、最適候補者等の特定を行います。

4　審査結果の発表

(1) 一次審査の結果については、参加者全員に通知します。
また、二次審査参加者については、県のホームページに掲載して公表します。
なお、二次審査参加者には日時、場所、留意事項等を通知します。

(2) 二次審査の結果については、二次審査参加者全員に通知します。
また、審査結果及び最適候補者等については、県のホームページに掲載して公表します。

(3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。

(4) 前号の要求に係る県の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行うものとします。
なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じません。

5　留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。
なお、審査委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

Ⅴ　手続き

1　実施要領の配付

(1) 配付する資料
ア　長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務公募型プロポーザル実施要領
イ　長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務公募型プロポーザル実施要領（別冊）
ウ　付属資料（別冊に記載）

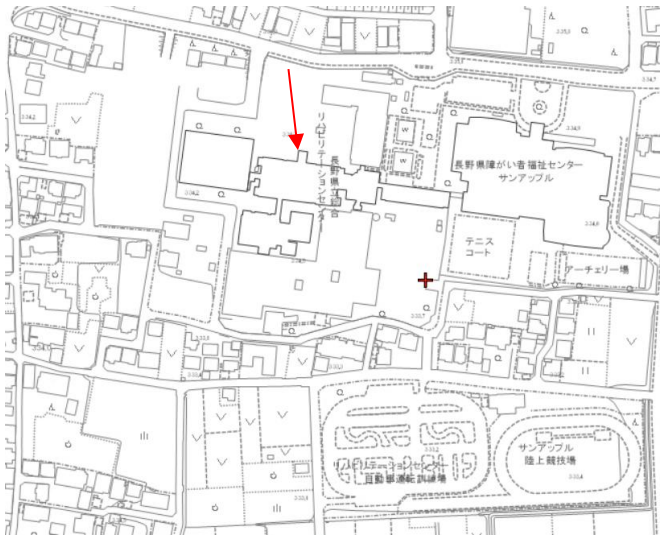
(2) 配付期間　令和８年 11 月 11 日（水）から令和８年 12 月７日（月）まで
（事務局では、実施要領の閲覧のみとする。なお、事務局での閲覧時間は８時 30 分から 17 時まで（土・日曜日及び祝祭日は除く。）とする。）

(3) 配付場所　県のホームページ

2　現地説明

(1) 実施日時　令和８年 11 月 24 日（火）13 時～18 時（受付 12 時 30 分～13 時）
令和８年 11 月 25 日（水）13 時～18 時（受付 12 時 30 分～13 時）

(2) 留意事項
ア　参加を希望する者は現地説明参加申込書（様式１－２）に必要事項を記入し電子メール（fuku-reha@pref.nagano.lg.jp）で申込みをしてください。（※押印は不要です。）
件　　名：「総合リハプロポ現地説明参加（会社名等）」
提出期限：令和８年 11 月 17 日（火）17 時まで
（メール送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。）
原則として、事前申込のない方は現地説明に参加できません。
イ　現地説明の参加者は、参加資格要件を満たす者とします。
なお、出席者は、各参加者につき２名以内（共同企業体の場合は１つの共同企業体で２名以内）とします。
ウ　当日の受付は、長野県立総合リハビリテーションセンター管理医療棟３階大会議室（長野市下駒沢 618－１）となります。
エ　現地説明は、事務局の案内により行います。必ず事務局の指示に従ってください。
オ　悪天候等により、現地説明を中止する場合があります。なお、中止する場合は、その旨、現地説明参加申込をした者に連絡します。

総合リハビリテーションセンター（現在） （長野市下駒沢 618－１）	総合リハビリテーションセンター建設地 （長野市徳間 1144－３他）
	

3　参加表明書の提出（※押印は不要です。）

(1)　提出期間　令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月７日（月）17 時まで

(2)　提出場所　事務局（長野県健康福祉部障がい者支援課総合リハビリテーションセンター担当）

(3)　提出方法　（「電子メール」に限る。また、提出期間内必着とする。）

電子メール　　fuku-reha@pref.nagano.lg.jp

件　　名　　「総合リハプロポ参加表明書（会社名等）」

（メール送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。）

(4)　作成方法　「別冊」のＰ別－８「参加表明書作成要領」によります。

4　参加資格審査結果通知

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加表明書提出者宛てに参加資格審査結果通知を令和８年 12 月 14 日（月）までに電子メールにて行います。

5　質問回答

(1)　質問の受付期間

ア　参加表明書提出書類に係る質問　令和８年 11 月 30 日（月）17 時まで（必着）

（土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は８時 30 分から 17 時までとする。）

イ　一次審査提出書類に係る質問　令和８年 12 月 18 日（金）17 時まで（必着）

（土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は８時 30 分から 17 時までとする。）

(2)　受付場所　事務局（長野県健康福祉部障がい者支援課総合リハビリテーションセンター担当）

(3)　質問方法　質問は、（様式１－１）により、電子メールで提出してください。（※押印は不要です。）

電子メール　　fuku-reha@pref.nagano.lg.jp

件　　名　　「総合リハプロポ質問（参加表明書）（会社名等）」

件　　名　　「総合リハプロポ質問（一次審査提出書類）（会社名等）」

（メール送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。）

(4)　回答

ア　(1)のアの質問に係る回答は、令和８年 12 月１日（火）までに県のホームページに掲載します。

イ　(1)のイの質問に係る回答は、令和８年 12 月 22 日（火）までに県のホームページに掲載します。

6　一次審査提出書類の提出

(1)　提出期間　令和８年 12 月 22 日（火）から令和８年 12 月 28 日（月）まで

(2)　提出場所　事務局（長野県健康福祉部障がい者支援課総合リハビリテーションセンター担当）

(3)　提出方法　参加資格審査結果通知により別途お知らせします。

(4)　作成方法　「別冊」のＰ別－22「審査時提出書類作成要領」によります。

Ⅵ　施設整備事業設計業務委託契約

1　最適候補者選定後の手続き

(1) 県は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。

(2) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、候補者又は準候補者との随意契約の手続きを行うこととします。

2　施設整備事業設計業務委託概要

(1) 業務名　長野県立総合リハビリテーションセンター施設整備事業設計業務（以下「施設整備事業設計業務」という。別冊において同じ。）

(2) 業務箇所　長野県長野市大字徳間 1144-3 他

(3) 業務内容　総合リハビリテーションセンター施設整備に係る設計業務　一式

（県の定める委託仕様書による建築・建築設備・外構等の設計及び建築基準法・消防法・都市計画法等の事前協議と各種申請手続き等の業務を含む。）

(4) 履行期間　契約日から令和 11 年３月 16 日（金）まで

ただし、基本設計は令和 10 年３月 17 日（金）

実施設計は令和 11 年３月 16 日（金）までとする。

3　契約

(1)　契約書の要否　契約書の作成が必要となります。

(2)　上限額

２９８，９４７千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

(3) 契約締結時までにⅢの「１　参加資格」を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合、県は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

(4) 本公募は令和９年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。受託者の決定や予算の執行は、令和９年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

4　履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、委託契約約款に基づき契約解除を行うことができるものとします。

5　工事受注資格の喪失

施設整備事業設計業務を受託した事業者（協力事務所を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請け負うことはできません。

Ⅶ　提出書類の取扱い

1　著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に

承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

2　提出書類の使用

県は、本プロポーザルに関する事項を公表する場合に提出書類の提案書を無償で使用することができるものとします。

その他県が必要と認める場合は、参加者の承諾を得られた場合に限り、一次審査提出書類を無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては参加者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表に関しては、使用した参加者において当該第三者に承諾を得ておいてください。

最適候補者等の提出書類の提案書は、本プロポーザルに関する記録として県のホームページに公開します。

Ⅷ　留意事項

1　経費の負担

参加表明書、審査書類の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とします。ただし、二次審査の参加者（契約の相手方となった参加者を除く。）に対しては、県の規定により一定の費用（10 万円を予定）を支払います。

2　その他

(1)提出書類は、Ⅶ2「提出書類の使用」の場合を除き、参加者に無断で使用しません。

(2)提出書類は、最適候補者等の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。

(3)参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。

(4)一度受理した提出書類の差替えは認めません。

(5)参加表明書、審査書類の提出は、参加者１者につき１件とします。

(6)提出された提出書類は返却しません。

(7)参加表明書、一次審査書類の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。

なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

(8)やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。

(9)本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）の規定による計量単位に限ります。